

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

「1回だけ」のつもりが2回目に大量のサプリが届いた!



**定期購入が条件か等
契約内容をよく確認しましょう**

事例

ネットで検索して100円で試せるというダイエットサプリを見つけ申し込んだ。しかし、定期コースだったようで2回目に4か月分20袋で3万9,600円のものが届いた。サイトを見るとそのようなことが記載されているが、注文時には気付かなかった。

アドバイス

定期購入が条件であることなど契約内容が分かりづらいネット通販広告が多くあります。購入前に契約内容や解約のルールなどをよく確認しましょう。



消費生活課 ニャン吉

- ◆通常価格より大幅に安い価格で購入できることを広告する一方で、数カ月間の定期購入を併せて行うことが条件となっているものがあります。「定期購入が条件となっていないか」、「解約・返品できるかどうか」など契約内容をしっかり確認しましょう。
- ◆インターネットで購入した場合は通信販売に当たるため、特定商取引法上のクーリング・オフは適用されません。申込みの際は、キャンセルに関する規定を十分に確認してから購入ボタンを押しましょう。
- ◆契約したときの画面を保存や印刷しておくことで、思っていたものと違う商品が届いたなど、連絡する際に役立つことがあります。
- ◆わからないことや困ったことがあれば、身近な消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

オーガニック食品とは



有機JASマーク

「有機」や「オーガニック」と表示された食品に注目が集まっています。有機（オーガニック）食品とは、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らずに自然界の力で生産された食品のことです。現在、有機農産物とその加工食品には「有機JASマーク」が付けられています。このマークは、有機JASのルールを守って生産し、またそれを認証機関に認められることで付けられるものです。

本年7月16日からは有機畜産物とその加工食品（ハム、チーズ、ミルクチョコレートなど）にもそのルールが適用され、このマークがない食品には「有機」「オーガニック」と表示できなくなります。

有機食品が見分けやすくなりますので、食品を選ぶ際の目印にしてください。

<有機食品とは>

遺伝子組み換え技術は不使用です。

●有機農産物

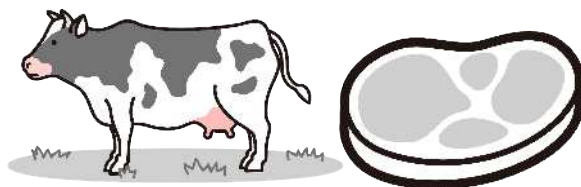
たい肥などで土作りを行い、種まき前2年以上と栽培中に農薬や化学肥料を原則として使わない。

●有機畜産物

- ・エサは主に有機の飼料を与える。
- ・野外への放牧などストレスを与えずに育てる。
- ・病気の治療の場合以外に抗生物質を使用しない。

●有機加工食品

- ・有機農産物や有機畜産物などを原材料として使用。有機でない原材料は5%未満。
- ・化学合成された添加物や薬剤は極力使用しない。
- ・薬剤で汚染されないよう管理された工場での製造。



令和2年度 消費生活eモニター ただいま募集中です!!



インターネットを利用した消費生活に関する簡単なアンケートにご協力いただける方を募集しています。

【応募資格】(1)~(3)すべての要件を満たしている方

- (1)令和2年4月1日時点で18歳以上、神奈川県内在住の方
- (2)神奈川県職員でない方
- (3)インターネットのブラウザの閲覧及びメール機能を日本語で利用できる方

【募集期間】令和2年2月28日（金）まで

【応募方法】消費生活課ホームページ上の応募フォームから必要事項を入力して応募

【応募人数】300人（※応募資格を満たしている方は原則モニターに採用します。）

【任 期】令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

年2回程度のアンケート全てに回答した方にオリジナルグッズをプレゼント!!

※詳しくは消費生活課のホームページをご覧ください

問合せ先 消費生活課 消費者教育推進グループ

電話：045-312-1121（内線2643）／FAX:045-312-3506

神奈川県消費生活 e モニター

検索



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter（かながわ中央消費生活センター） https://twitter.com/kanagawa_shouhi



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX:045-312-3506